

令和5年3月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年3月3日（金）午前9時30分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員
5番 圃田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員
9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号 非農地証明願いについて
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 佐藤 幸子委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案1ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出があったので提案する。

令和5年3月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次に2ページをお開きください。

番号1、(畑) 23 m² を、耕地の集約を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 744 m² 外3筆 合計 2,574 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 164 m² 外2筆 合計 327 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 95 m² は、所有権を移転するものです。この案件は空き家バンク制度を利用した空き家に付随する農地の取得であり、下限面積については30a以下となっています。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。2月22日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤 委員 私、後藤より、2月22日に藤嶋委員、農業委員会の首藤さんの3名で現地調査を行いました、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

隣は今月の総会において5条申請が出ており、残った23 m²の畑について、隣で耕作している譲受人に買い取ってもらうものです。

申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田と 2 筆の畠で、いずれも適切に耕作されています。許可後は水稻及び露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 枚の田ですが 3 筆に分かれており、草刈り等により管理されています。許可後はカボスの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

隣は譲渡人が所有する住宅で、空き家バンクに登録されています。この度、この住宅とともに隣接する畠と一緒に取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 6 地区、伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 1 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

転用により生じた 23 m²の畠について、隣で耕作してい譲受人に買い取ってもらうもので、特に問題は無いと思われます。

議 長 次に、第 13 地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第 13 地区、推進委員の芦刈です。24 日に現地調査を行いました。

推進委員 番号 2 の田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田と 2 筆の畠で、いずれも適切に耕作されています。譲受人は同じ地区内に住んでおり、許可後は水稻及び露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 第 5 地区の平松推進委員さん、お願いします。

平 松 第 5 地区、推進委員の平松です。26 日に現地調査を行いました。

推進委員 番号 3 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 枚の田になっており、現在は草刈り等により管理されています。許可後はカボスの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 次に、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。26 日に個別で現地調査を行いました。

推進委員 番号の畠については、売買により所有権を取得するものです。

隣は譲渡人が所有する住宅で、空き家バンクに登録されています。この度、この住宅とともに隣接する畠と一緒に取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で現在は隣にお住まいの方が耕作しています。今後は譲受人により、露地野菜を作付けすることです。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

疋 田 はい。

委 員 番号1についてですが、申請地の右側は5条申請が出ていますが、そこは遠藤さんの土地ではないのですか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 (写真を示しながら) この農地に譲渡人Aさんと譲受人Bさんの土地が入っており、5条では譲渡人がBさん、Aさんの二人となっておりまして、二人が不動産に売るということになっております。隣の農地はBさんの土地なので、5条申請外に余った土地は農地として、Bさんに買ってもらうということになったのが、今回の3条申請です。

疋 田 わかりました。

委 員

議 長 その他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 4ページとなります。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和5年3月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1（畝）264m² 外3筆 合計814m² について、所有権の移転を行い、3区画の宅地造成用地とするものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、（畝）340m² について所有権の移転を行い、資材置場及び駐車場として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号3、（畝）67m² について所有権の移転を行い、住宅への進入路を拡張するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤嶋 委員 私、藤嶋より、2月22日に実施しました議案第17号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畝については、所有権を取得し、3区画の宅地造成を行うものです。申請地は4筆の畝で、草刈り等により管理されています。審査項

目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。

番号2の畠については、所有権を取得し、資材置場及び駐車場として利用するものです。申請地は1筆の畠で、近年は耕作されていません。また、隣接する原野も一緒に造成し、利用することです。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

番号3の畠については、所有権を取得し、自宅への進入路の拡幅を行うものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。

いずれの案件も、一般基準の③から⑪について申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第6地区、伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、3区画の宅地造成を行うものです。

申請地は4筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は住宅の建築が進んでおり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 続きまして、第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号2の畠については、所有権を取得し、資材置場及び駐車場として利用するものです。

譲受人は建設機械の販売やリースを行っている会社です。申請地は1筆の畠で、近年は耕作されていません。擁壁なども整備して、周囲に土砂などが流れないような計画になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われます。

27日に現地を見に行ったのですが、場所が分かりづらかったため事務局に確認をしましたが、場所としては問題ないと思われます。

議長 次に、第1地区の玉田推進委員さん、お願いします。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号3の畠については、所有権を取得し、自宅への進入路の拡幅を行うものです。

讓受人宅への進入路は途中から狭くなっています、これを拡げるということです。特に周囲の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第18号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 8ページをお開きください。

議案第18号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年3月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 366 m² 申請者の土地については、昭和53年8月20日から宅地として利用され、住宅が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号2、(畝) 10 m² 外1筆、合計 429 m² 申請者の土地については、昭和49年9月1日より、宅地として利用し住宅敷地として利用される土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第18号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第18号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第19号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページとなります。

説明に入る前に、別冊の「農用地利用集積計画(第3号)」の7ページ目になりますが、7ページ4列目の「畝 1,380 m²」の賃借権についてですが、皆さまへ議案送付後、県公社から一部不備があったとのご指摘がありましたので、この内容については詳細を確認中ですので、今月の計画

から取下げを行いたいと思います。

では、説明に入ります。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和5年3月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第3号）「令和5年3月3日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和5年2月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。1ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、9,462 m² 8筆、畠については、20,487 m² 9筆、合計面積は29,949 m² 17筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が13名に対して、借り手は11名となります。各筆明細につきましては、4~7ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年3月3日公告予定の農用地利用集積計画（第3号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第19号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第19号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第20号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の12ページをご覧ください。

説明に入る前に、本議案については先月まで「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案」として総会の議案にかけていた案件になります。

本議案の内容が令和5年4月以降の中間管理事業に係る貸付等となるため、先月総会後の協議事項でパンフレット等により説明をしました、令和5年4月から施行される「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」として総会の議案にかけるよう農地中間管理機構より指示があったため、今月より計画案については法律改正後の名称及び根拠法令とするものになります。

また、本案件の別冊資料の9~10ページに関して、内容に一部修正が必要となり、現在修正内容について詳細を確認中のため、今月の計画案から取り下げを行いたいと思います。

議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年3月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積等促進計画案で説明します。1ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 2,013 m² を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 2筆 合計 5,842 m² を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 5 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 1 筆 $1,983 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 1 筆 $3,538 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

9~10 ページについては、冒頭説明をしたとおり、取り下げとなります。

それぞれの詳細は、農用地貸付調書に掲載していますのでご覧ください。以上、4 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。